様式第二号（裏）を次のように改める。

様式第二号（第九条関係）

（裏）

備考 一　この証票の規格は、B7とし、中央の点線の所から二つ折とする。 二　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2　処員たる調査を除くし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に職	第八条十六条　第四十四条第一項、第五十四条第二項及び第五十四条の二第一項並びに第五十四条の五第一項及び第五十四条の十五第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第二項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第三項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第四項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第五項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第六項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第七項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第八項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第九項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十四条の五第十項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 6　（略）
一　この証票の注意 二　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2　（略）	第四十四条第一項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第二項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第三項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第四項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第五項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第六項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第七項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第八項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第九項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第十項　第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 2　（略）
第五十四条の二第一項　（介護医療院の指定等） 2・3・4　（略） 5　第四十九条の二第二項第一号を除く。）の規定による指定については、同項の規定による指定を受けたものとみなされた介護医療院の指定について準用する。 6　（略）	第五十四条　都道府県知事（厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対して必要があると認めるときは、厚生労働大臣の指定に係る医療機関については厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対して必要な報告を命じ、又はその職員に、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2　（略）
第四十九条の二第二項第一号を除く。）の規定による指定については、同項の規定による指定を受けたものとみなされた介護医療院の指定について準用する。 2　（略）	第四十四条　都道府県知事は、保健所を設置する市又は特別区の長の意見を聴いて、病院、診療所又は助産所の開設者若しくは管理者に対して必要な報告を命じ、又はその職員に、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2　（略）
（介護医療院の指定等） 第五十四条の二　（略）	（報告等） 第五十四条　都道府県知事（厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者等」という。）に対して必要な報告を命じ、又はその職員に、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2　（略）

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うものであるので、その関係条文は次のとおりである。

（報告徴収及び立入検査）

第四十四条　都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要な事項の報告を命じ、又はその職員に、その施設に立ち入り、その管理者に対して質問させ、若しくはその帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　都道府県知事は、保護施設の設備及び運営が最低基準を維持するために必要であると認めるときは、その職員に、その施設に立ち入り、その設備若しくは運営について、又は入所者の処遇について、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　都道府県知事は、前二項の規定により立入検査をする職員に、その身分を示す証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。